

【滋賀県居住支援協議会】
ご相談の流れ

住宅確保要配慮者

高齢者・障害者・子育て世帯・低額所得者・外国人、被災者等

例えば

住み替えたいが、高齢で、身寄りがなく、希望する住宅を貸してもらえない...

小さい子どもがおり、夜中に泣くことがあるため、住宅を貸してもらえない...

外国人であることを理由に、住宅を貸してもらえない...

相談

【相談窓口】

(事務局：滋賀県住宅課)

滋賀県居住支援協議会構成団体 (31団体)

- ・(公社) 滋賀県宅地建物取引業協会
- ・(公社) 全日本不動産協会滋賀県本部
- ・(一社) 不動産流通経営協会近畿本部
- ・(一財) 日本賃貸住宅管理協会滋賀県支部
- ・(公財) 滋賀県国際協会
- ・(社福) 滋賀県社会福祉協議会
- ・滋賀県内全市町住宅所管課 (19市町)
- ・滋賀県健康医療福祉部 関係4課
- ・滋賀県商工観光労働部観光交流局
- ・滋賀県土木交通部住宅課

マッチング等

【滋賀あんしん賃貸支援事業】
「協力店」の紹介 (物件の仲介) 等

賃貸住宅への入居

■ご相談の内容により、関係機関と連携して対応することがありますので、あらかじめご了承ください。
■ご相談内容をお聞きして、「滋賀あんしん賃貸支援事業」の協力店を通じ、マッチング等を行います。
■住宅確保要配慮者であること以外の要因により、希望する住宅に入居できないなどの場合は、対応できかねる場合もありますので、あらかじめご了承ください。